

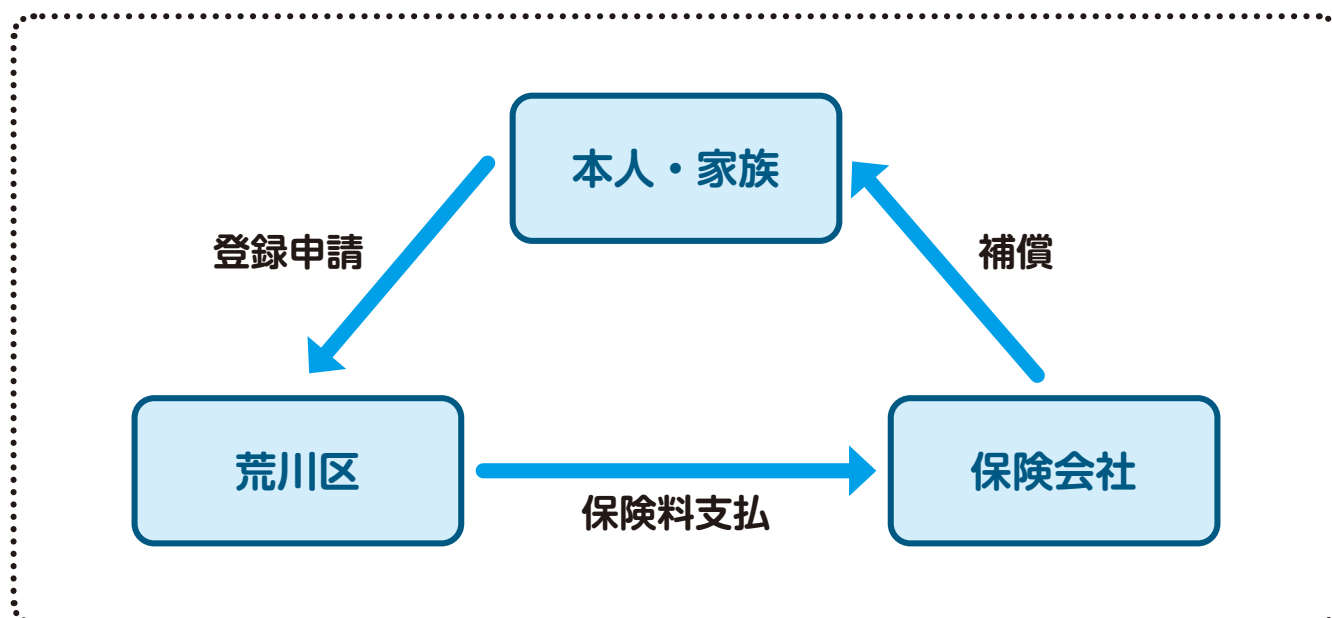
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

【概要】

認知症の高齢者等が日常生活における故意ではない事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、これに伴う損害を補償する保険です。

(問合せ) 高齢者福祉課 介護予防事業係 ☎3802-4034

特集



【対象者】

- ☒ 荒川区内在住（施設に入所または病院に入院していない。）
- ☒ 区の住民基本台帳に記録されている40歳以上の方
- ☒ 医師に認知症と診断されている方または区所定の「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の実施結果が20点以上である65歳以上の方

【補償内容】

- 損害賠償責任補償
- 交通事故による傷害の補償（死亡・後遺障害のみ）
- 被害者死亡時の見舞金補償

※ただし、事故の状況等によっては、対象とならない場合があります。

【申請書の配布場所】

- 荒川区役所2階高齢者福祉課
- 荒川区ホームページからダウンロード